

都における困難な問題を抱える女性への支援の現状

「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画」

第2章に掲載した図表

令和7年2月

「目次」

1 女性相談支援センターの現状

(1)	女性支援相談センターの電話及び来所・出張相談数（実数）（図表1）	P 4
(2)	女性相談支援センターが受け付けた電話相談の内容（令和5年度）（図表2）	P 5
(3)	女性相談支援センターが受け付けた来所相談の内容（令和5年度）（図表3）	P 6
(4)	女性相談支援センターが行った一時保護件数（実数）の推移（図表4）	P 7
(5)	女性相談支援センターが行った一時保護の理由（令和5年度）（図表5）	P 8
(6)	女性相談支援センターが行った一時保護の理由（令和5年度）（図表6）	P 9
(7)	女性相談支援センターが行った一時保護の在所日数（令和5年度）（図表7）	P 10
(8)	女性相談支援センターが行った一時保護平均在所日数の推移（図表8）	P 11
(9)	外国籍の女性の一時保護の状況（図表9）	P 12

2 女性相談支援員の現状

(1)	女性相談支援員の人数の推移（区、市、西多摩福祉事務所・支庁別）（図表10）	P 13
(2)	女性相談支援員の雇用形態（区、市、西多摩福祉事務所・支庁）（令和6年4月1日時点）（図表11）	P 14
(3)	女性相談支援員の在職年数（区、市、西多摩福祉事務所・支庁）（令和6年4月1日時点）（図表12）	P 15
(4)	女性相談支援員（区、市、西多摩福祉事務所・支庁）が受け付けた電話・来所相談件数等の推移(実数)（図表13）	P 16
(5)	女性相談支援員（区、市、西多摩福祉事務所・支庁）が受け付けた電話・手紙による相談内容（令和5年度）（図表14）	P 17

- | | | |
|-----|---|------|
| (6) | 女性相談支援員（区、市、西多摩福祉事務所・支庁）が受け付けた来所・出張・巡回による相談内容（令和5年度）
（図表15） | P 18 |
| (7) | 女性相談支援員（区、市、西多摩福祉事務所・支庁）が受け付けた来所・出張・巡回の相談者年齢別内訳・・・
（令和5年度）（図表16） | P 19 |

3 女性自立支援施設の現状

- | | | |
|-----|---|------|
| (1) | 女性自立支援施設の入所の状況（図表17）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | P 20 |
| (2) | 女性相談支援施設の入所者の入所理由（令和5年度）（図表18）・・・・・・・・ | P 21 |
| (3) | 女性自立支援施設の入所者の入所期間の状況（令和6年6月末現在）（図表19）・・・・・・・・ | P 22 |

4 関係機関の現状

- | | | |
|-----|---|------|
| (1) | 困難な問題を抱える女性も対象となる都内の施設数（令和6年4月1日現在）（図表20）・・・・・・・・ | P 23 |
|-----|---|------|

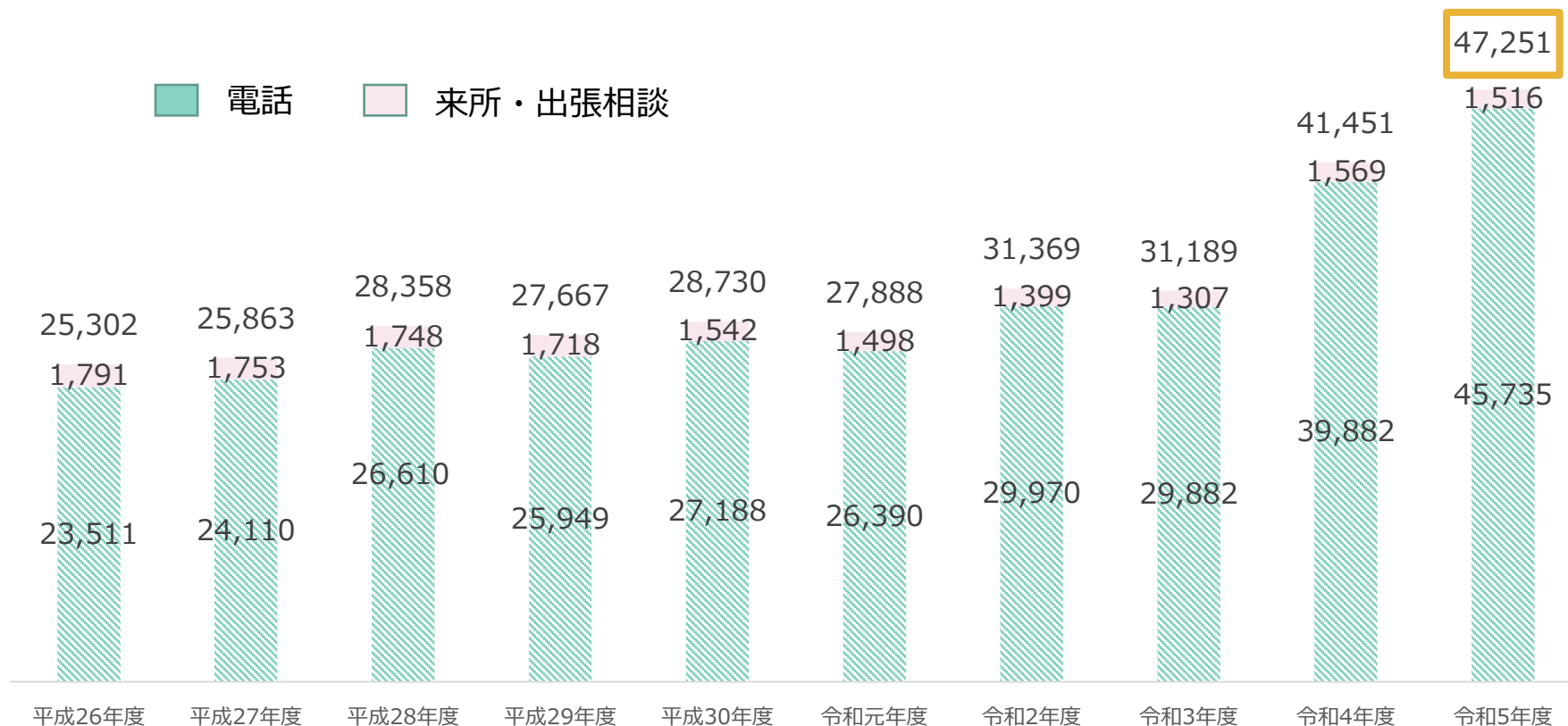
5 配偶者等からの暴力防止対策等の現状

- | | | |
|-----|---|------|
| (1) | 女性相談支援センター及び東京ウィメンズプラザの配偶者等暴力相談件数（実数）（図表21）・・・・・・・・ | P 24 |
|-----|---|------|

1 女性相談支援センターの現状

（１）女性相談支援センターの電話及び来所・出張相談数（実数）の推移（図表１）

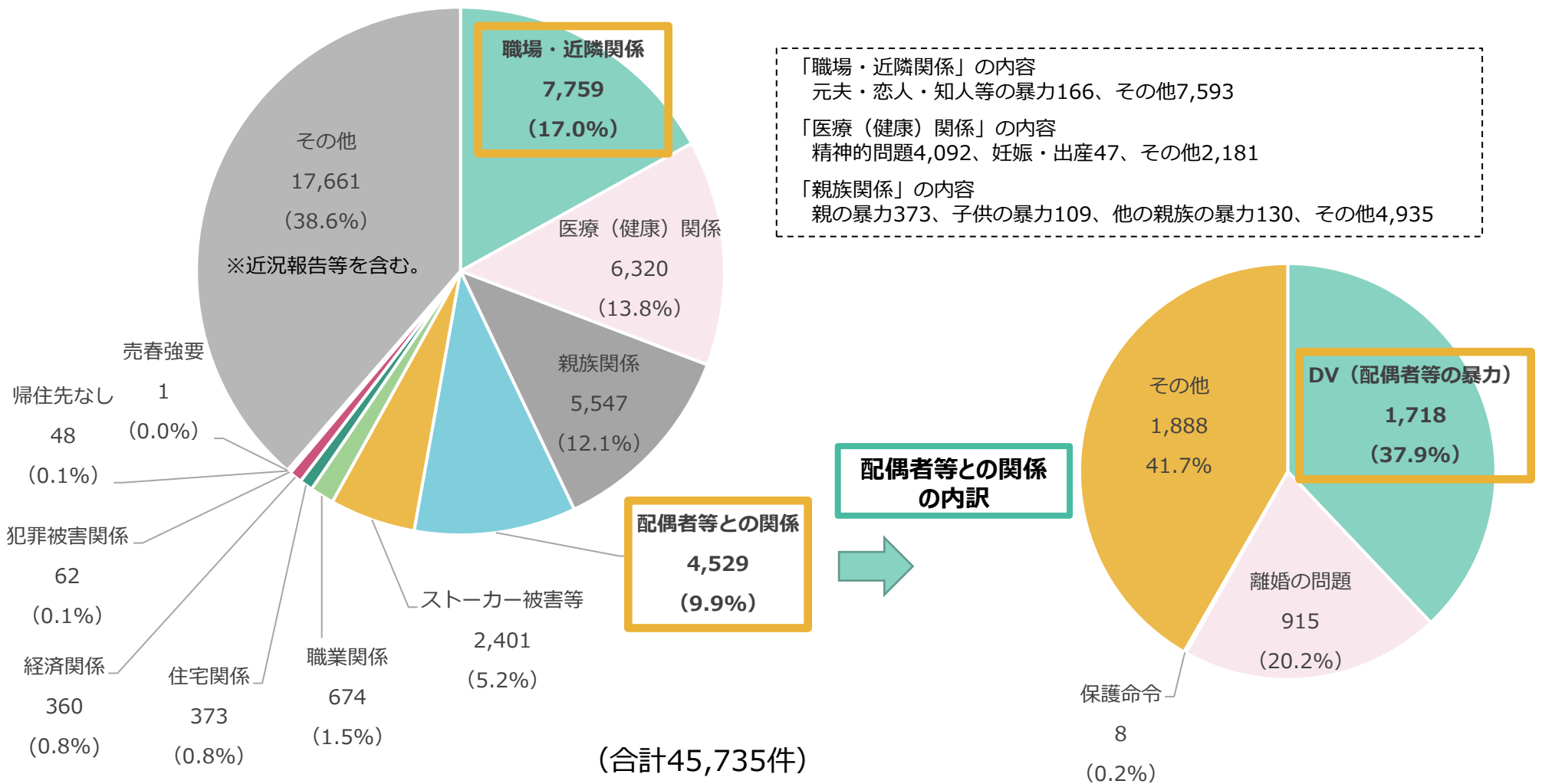
令和４年７月から電話相談の受付時間を延長したこともあり、令和４年度以降電話相談の件数が大幅に増加しています。



1 女性相談支援センターの現状

(2) 女性相談支援センターが受け付けた電話相談の内容（令和5年度）（図表2）

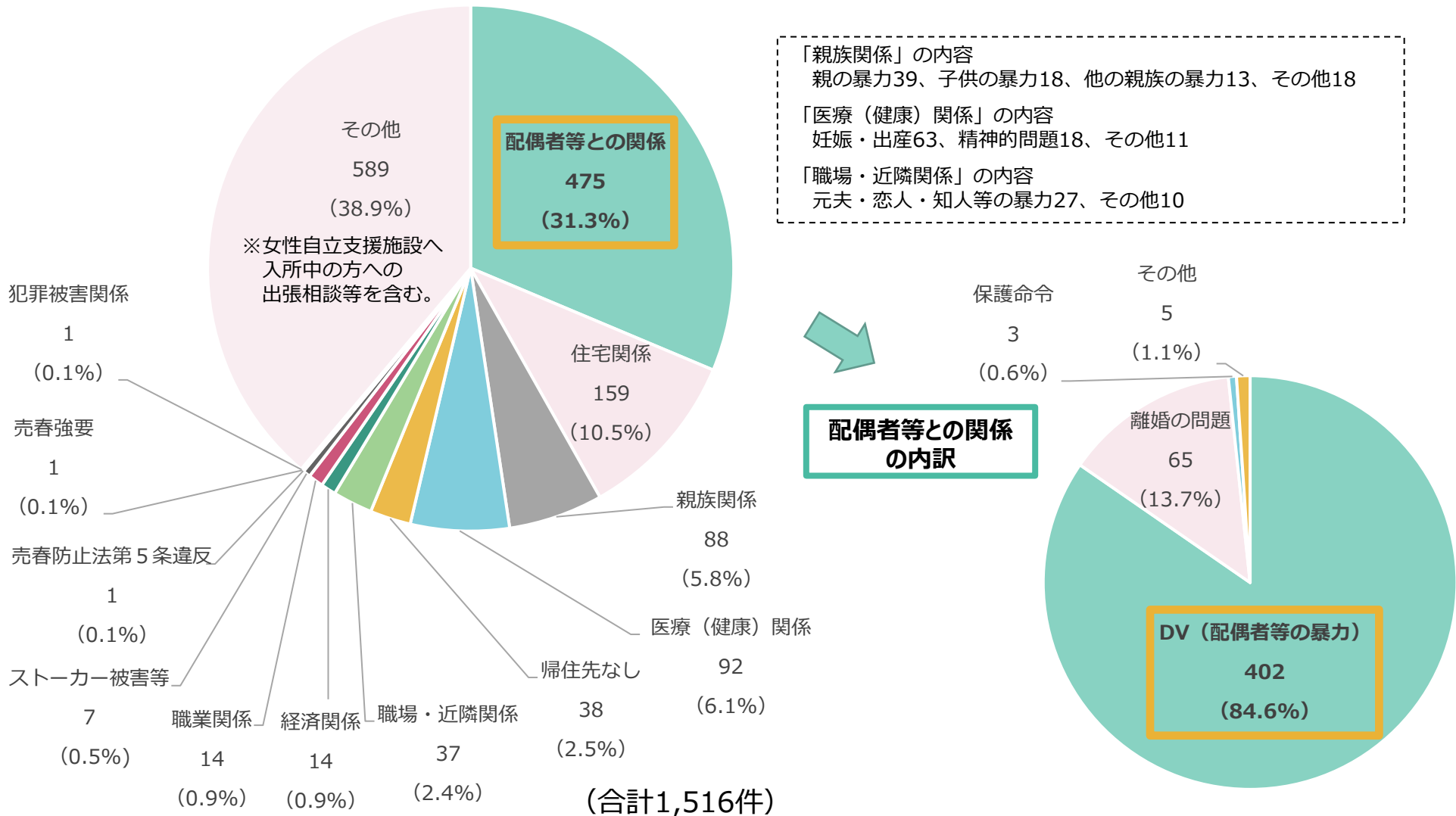
「職場・近隣関係」が17.0%、「医療（健康）関係」が13.8%、「親族関係」が12.1%、「配偶者等との関係」が9.9%となっています。



1 女性相談支援センターの現状

(3) 女性相談支援センターが受け付けた来所・出張相談の内容（令和5年度）（図表3）

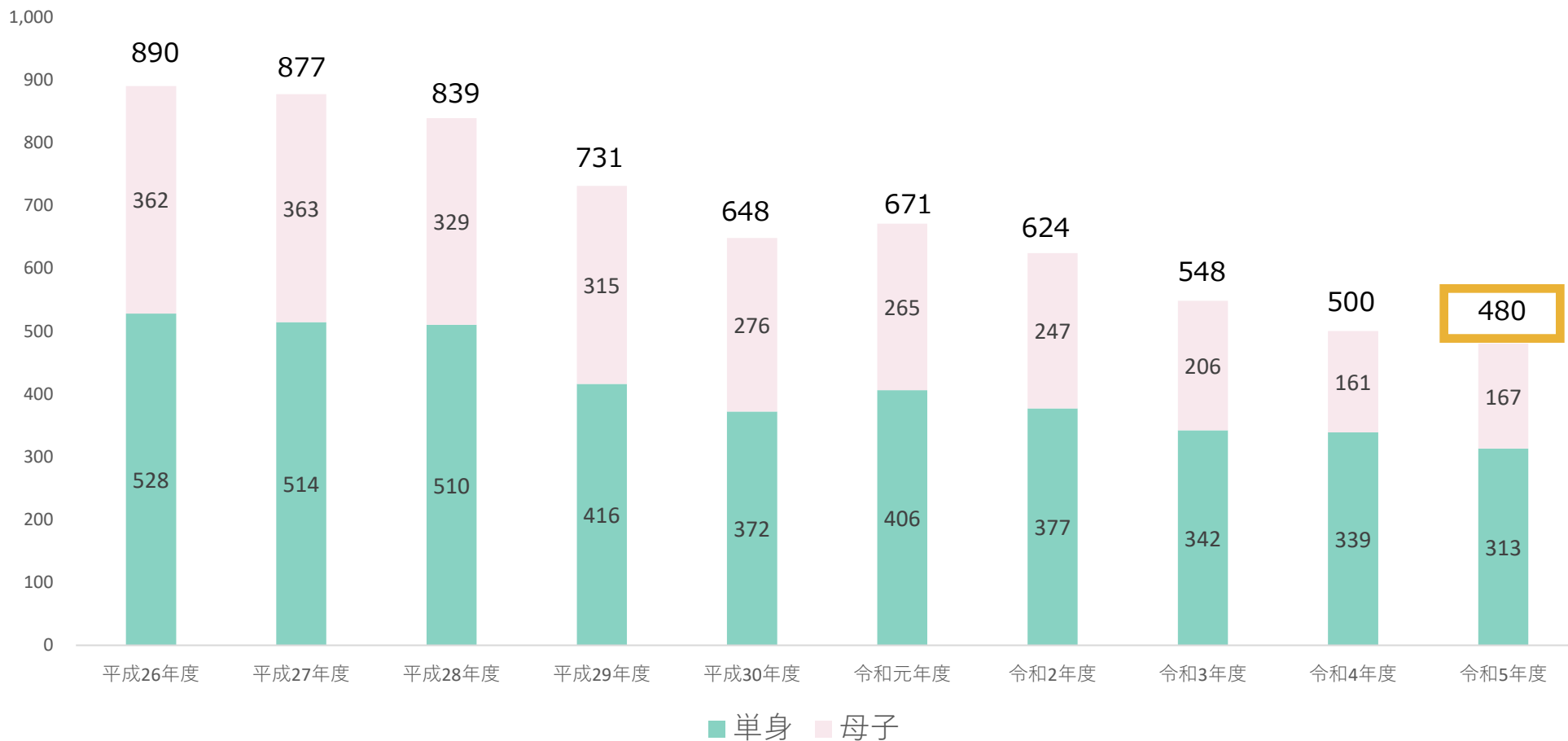
「配偶者等との関係」が31.3%、「住宅関係」が10.5%、「親族関係」が5.9%となっています。



1 女性相談支援センターの現状

（４）女性相談支援センターが行った一時保護件数（実数）の推移（図表４）

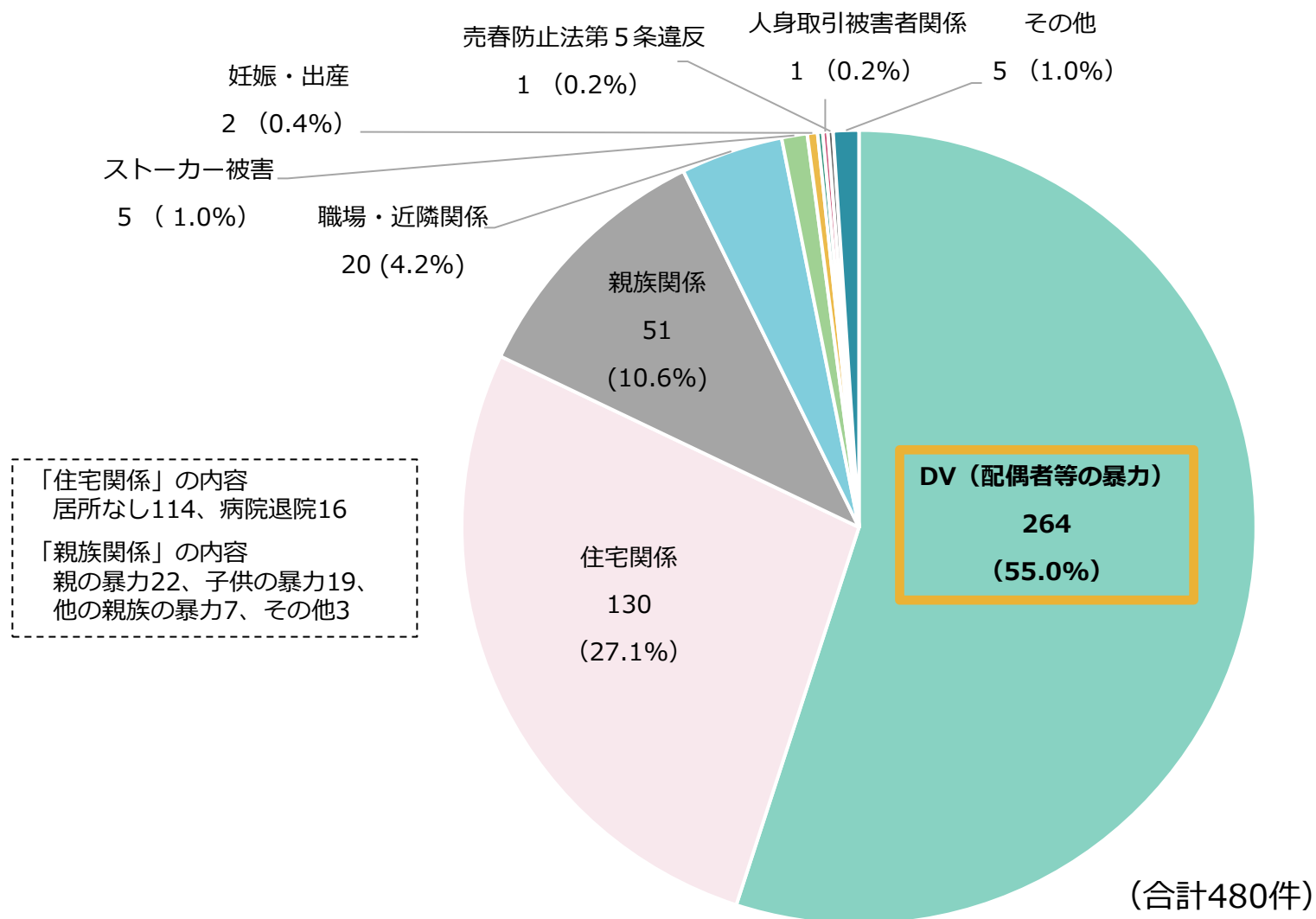
令和５年度の一時保護件数は単身が313件、母子（児童等を同伴して保護した女性）が167件となっています。



1 女性相談支援センターの現状

（５）女性相談支援センターが行った一時保護の理由（令和５年度）（図表５）

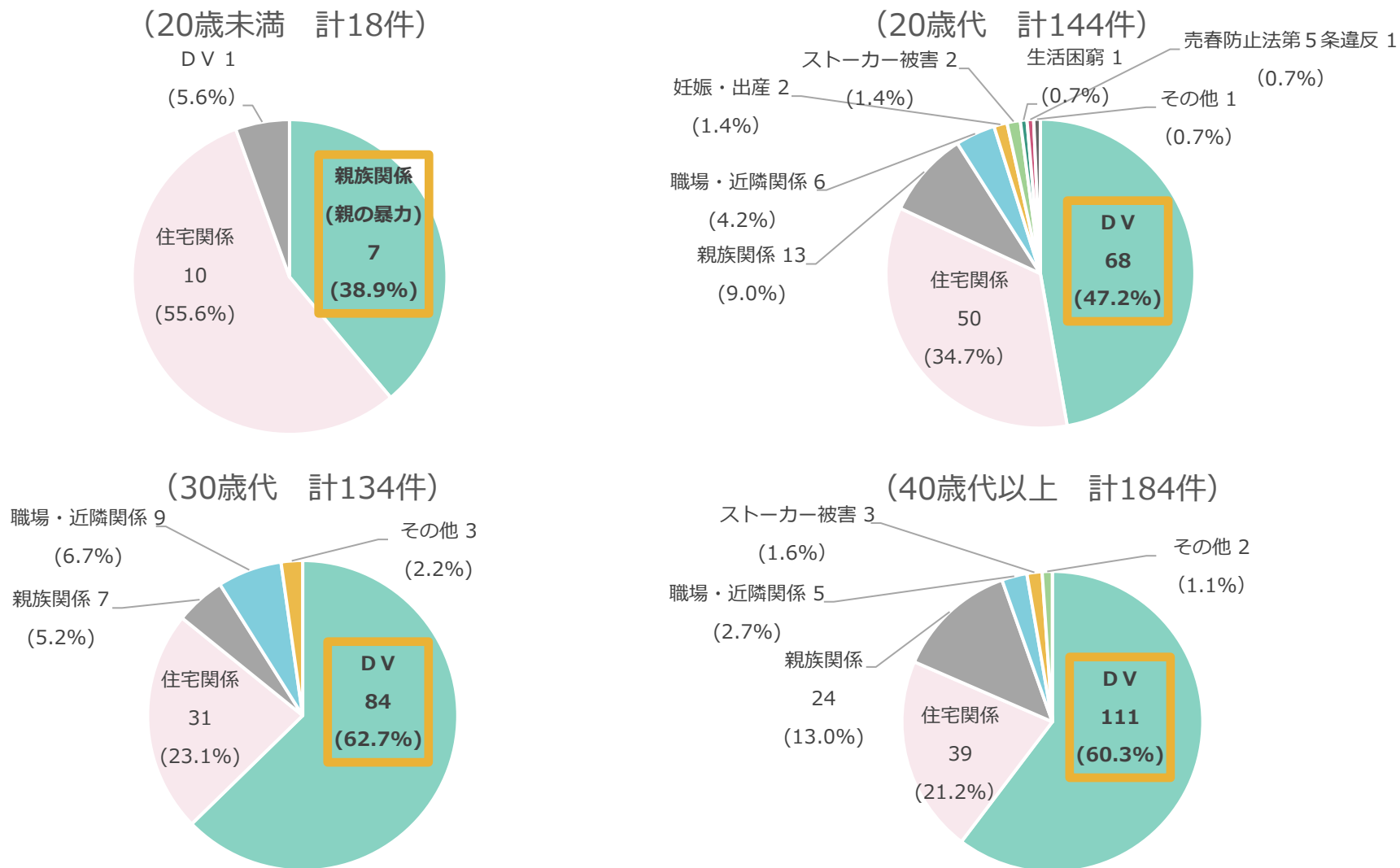
「DV（配偶者等の暴力）」が最も多く、次いで「住宅関係」となっています。



1 女性相談支援センターの現状

（６）女性相談支援センターが行った一時保護の理由（年代別）（令和５年度）（図表６）

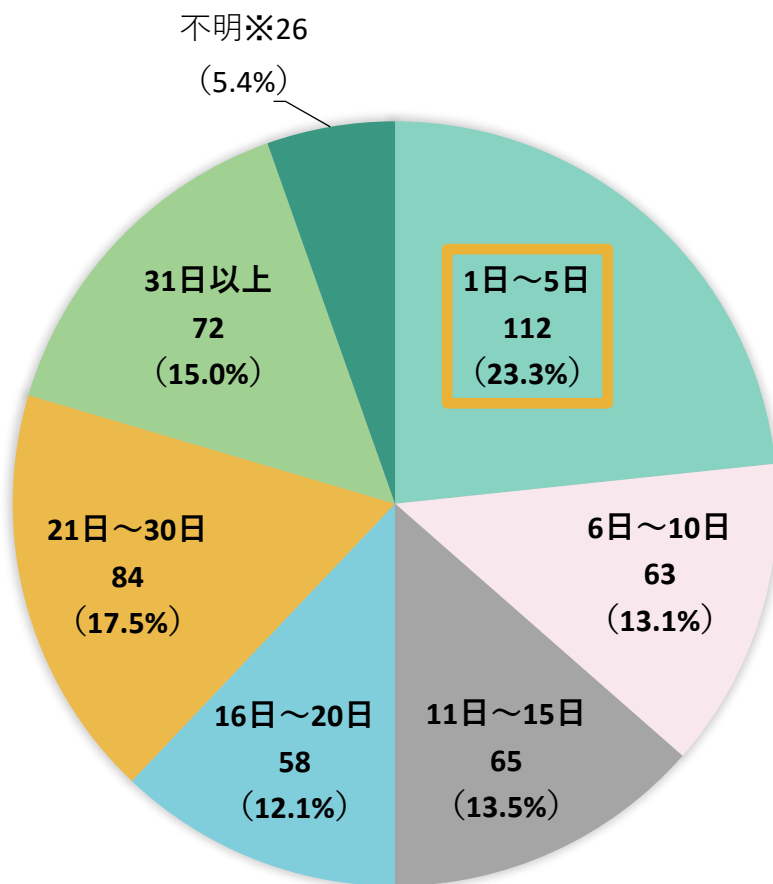
20歳未満では「親の暴力」が多く、それ以外の年代では「DV（配偶者等の暴力）」が最も多くなっています。



1 女性相談支援センターの現状

（７）女性相談支援センターが行った一時保護在所日数の推移（令和５年度）（図表７）

「１日から５日」が多く、次いで「２１日～３０日」「３１日以上」となっています。

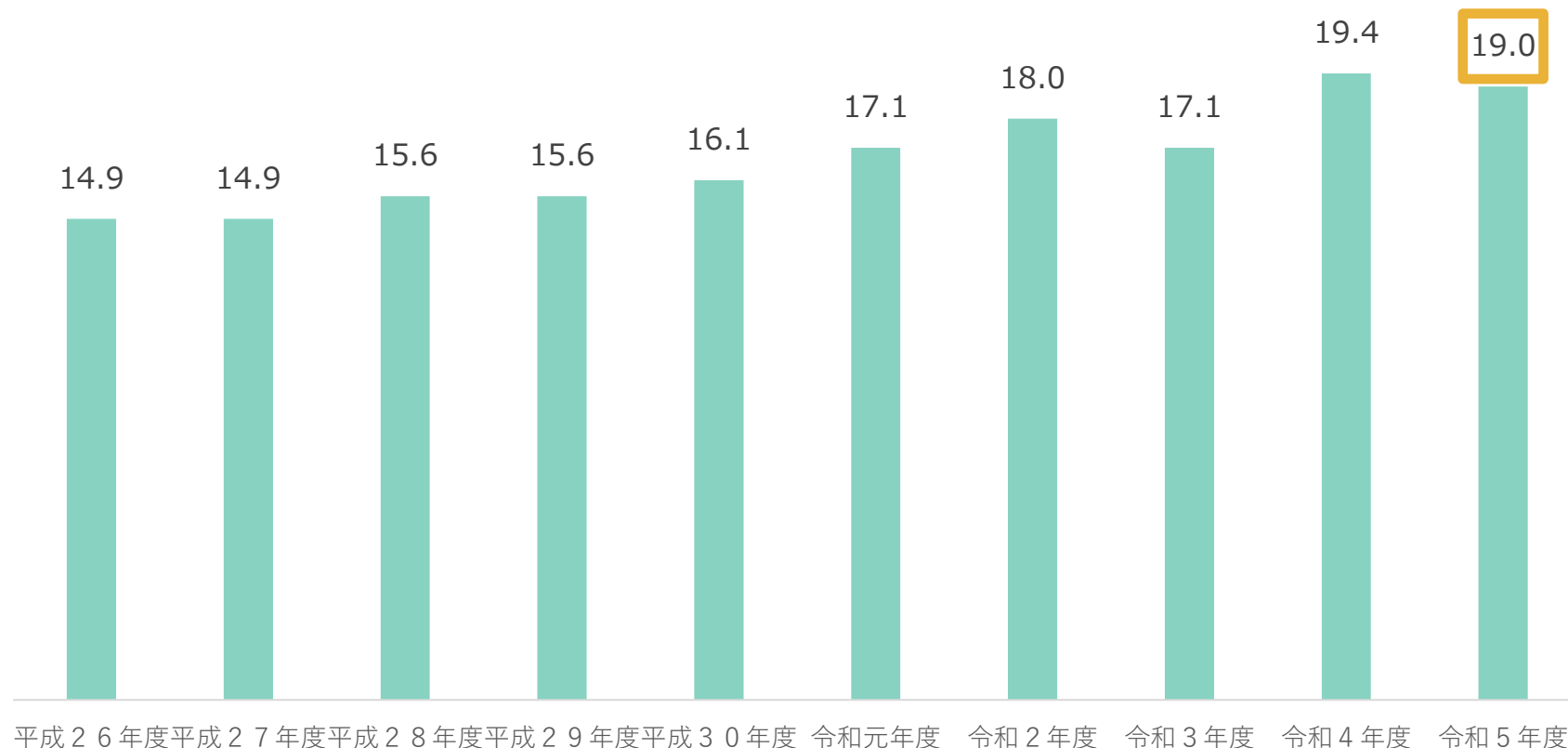


※不明は、令和５年度末時点においても一時保護が継続中であるため、一時保護の期間が未定であった件数

1 女性相談支援センターの現状

（８）女性相談支援センターが行った一時保護の平均在所日数の推移（図表８）

令和５年度は平均在所日数は19.0日となっています。



1 女性相談支援センターの現状

(9) 外国人の女性の一時保護の状況 (図表9)

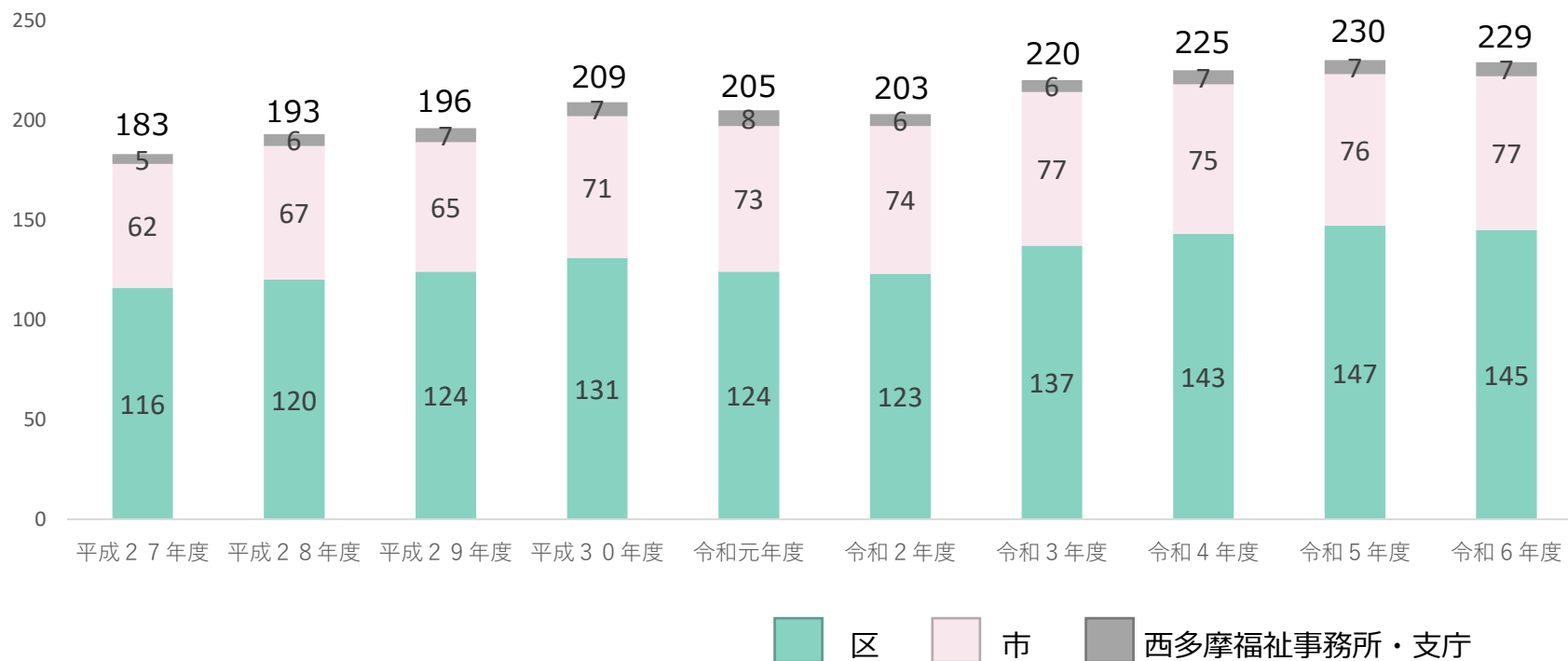
直近3か年で21か国の外国籍の女性を一時保護しています。特にアジアの方の保護が多くなっています。

	令和3年度		令和4年度		令和5年度			令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	本人	同伴 家族	本人	同伴 家族	本人	同伴 家族		本人	同伴 家族	本人	同伴 家族	本人	同伴 家族
フィリピン	9	9	9	8	9	3	アメリカ	3	1	0	0	1	0
タイ	2	2	2	0	0	0	インド	0	0	1	1	0	0
中国	8	6	9	2	6	10	インドネシア	0	0	2	2	0	0
韓国	0	0	4	2	1	1	ネパール	4	4	0	0	2	0
台湾	2	1	1	0	0	0	パキスタン	0	0	2	0	1	0
バングラデシュ	1	1	0	0	5	2	ベトナム	5	4	2	2	2	2
ブラジル	0	0	1	0	0	0	モルドバ	1	2	0	0	0	0
ロシア	1	2	0	0	1	0	モンゴル	2	2	0	0	2	2
コンゴ	1	1	0	0	1	0	ガーナ	0	0	2	0	0	0
ペルー	0	0	1	1	2	3	シンガポール	0	0	1	2	0	2
ミャンマー	1	0	4	4	2	1	合計	40	35	41	24	35	26

2 女性相談支援員の現状

（１）女性相談支援員の人数の推移（区、市、西多摩福祉事務所・支庁別）（図表１０）

令和６年４月１日時点で、区、市、西多摩福祉事務所・支庁には女性相談支援員が２２９人配置されています。

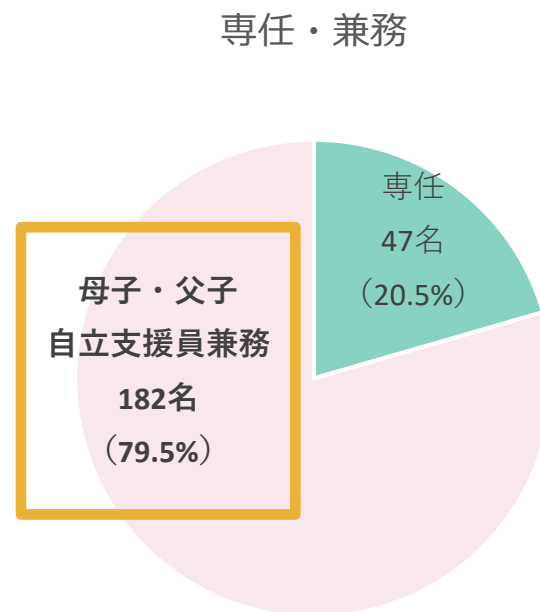
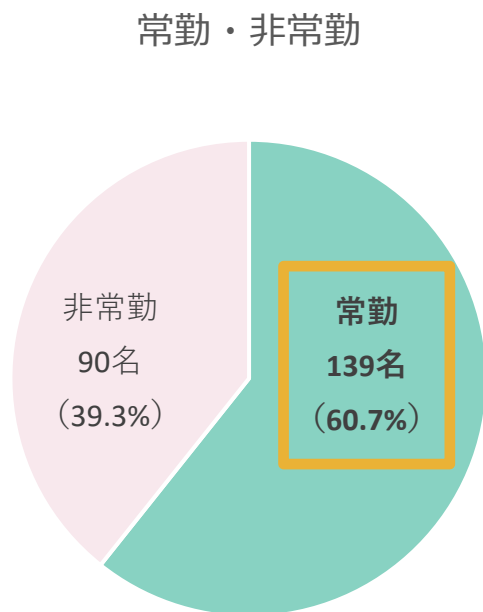


各年度の４月１日の人数

2 女性相談支援員の現状

(2) 女性相談支援員の雇用形態（区、市、西多摩福祉事務所・支庁）令和6年4月1日時点（図表11）

常勤が60.7%となっています。また、母子・父子自立支援員と兼務する女性相談支援員が79.5%います。

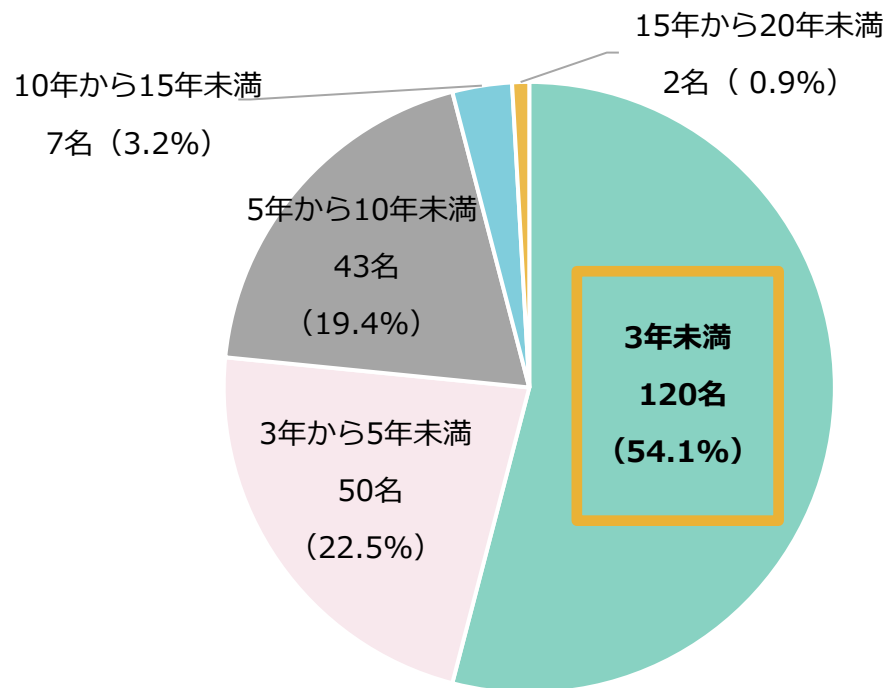


2 女性相談支援員の現状

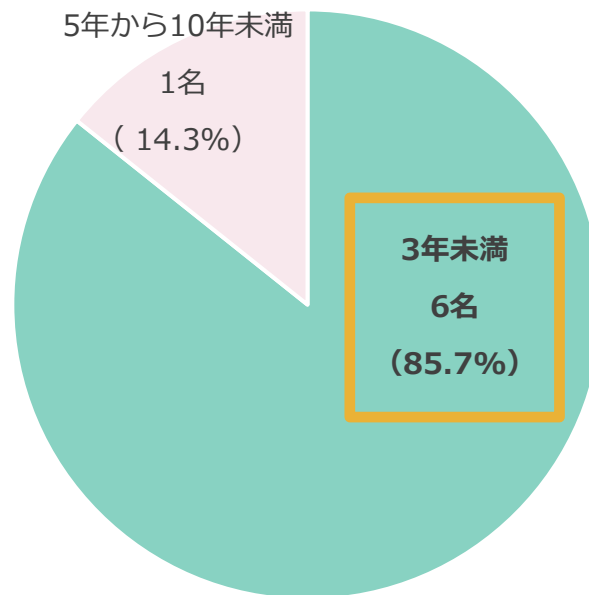
（3）女性相談支援員の在職年数（区、市、西多摩福祉事務所・支庁）令和6年4月1日時点（図表12）

区市、西多摩福祉事務所・支庁とも在職年数が3年未満の女性相談支援員が最も多くなっています。

在職年数（区市）



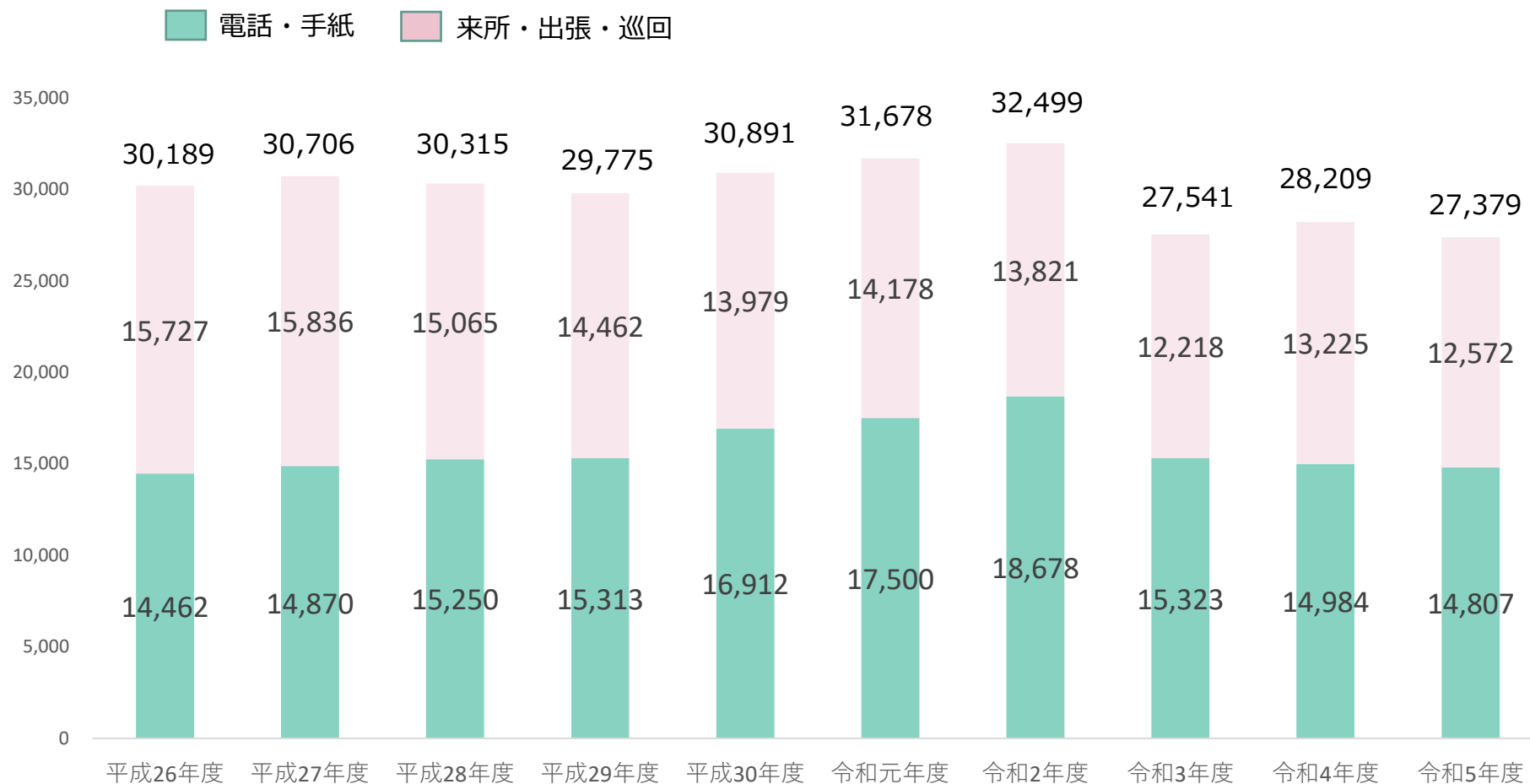
在職年数（西多摩福祉事務所・支庁）



2 女性相談支援員の現状

（４）女性相談支援員（区、市、西多摩福祉事務所・支庁）が受け付けた電話・来所相談件数の推移（実数）（図表１３）

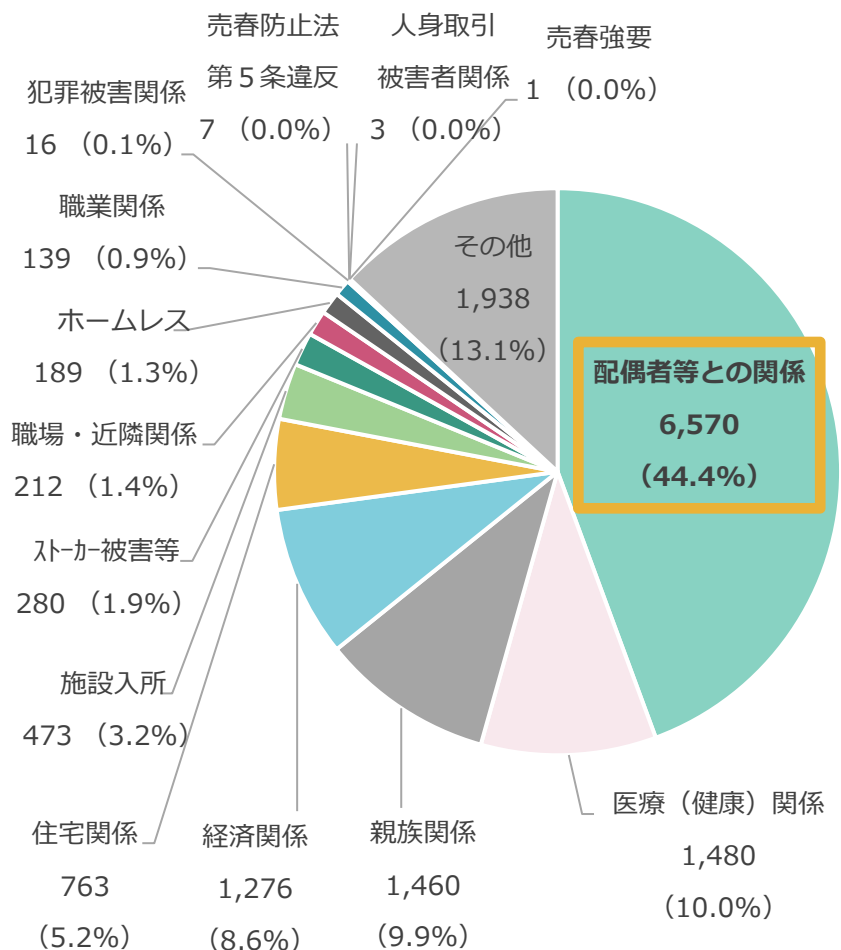
令和５年度の相談件数は、電話・手紙による相談が14,807件、来所・出張・巡回による相談が12,572件となっています。



2 女性相談支援員の現状

(5) 女性相談支援員（区、市、西多摩福祉事務所・支庁）が受け付けた電話・手紙による相談内容（令和5年度） （図表14）

「配偶者等との関係」が最も多く、そのうち「DV（配偶者等の暴力）」に関する相談が最も多くなっています。



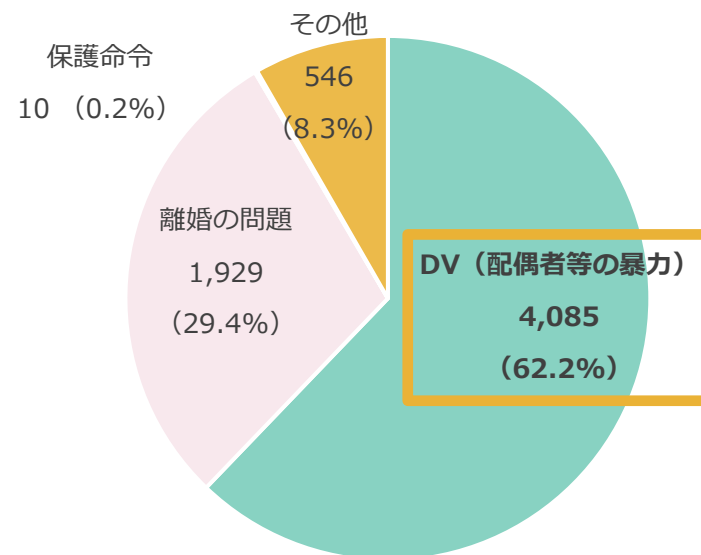
「医療（健康）関係」の内容
精神的問題620、妊娠・出産525、その他335

「親族関係」の内容
親の暴力534、子供の暴力213、他の親族の暴力163、その他550

「経済関係」の内容
生活困窮1,084、借金・サラ金111、女性福祉資金81

「職場・近隣関係」の内容
元夫・恋人・知人等の暴力70、その他142

配偶者等との関係 の内訳

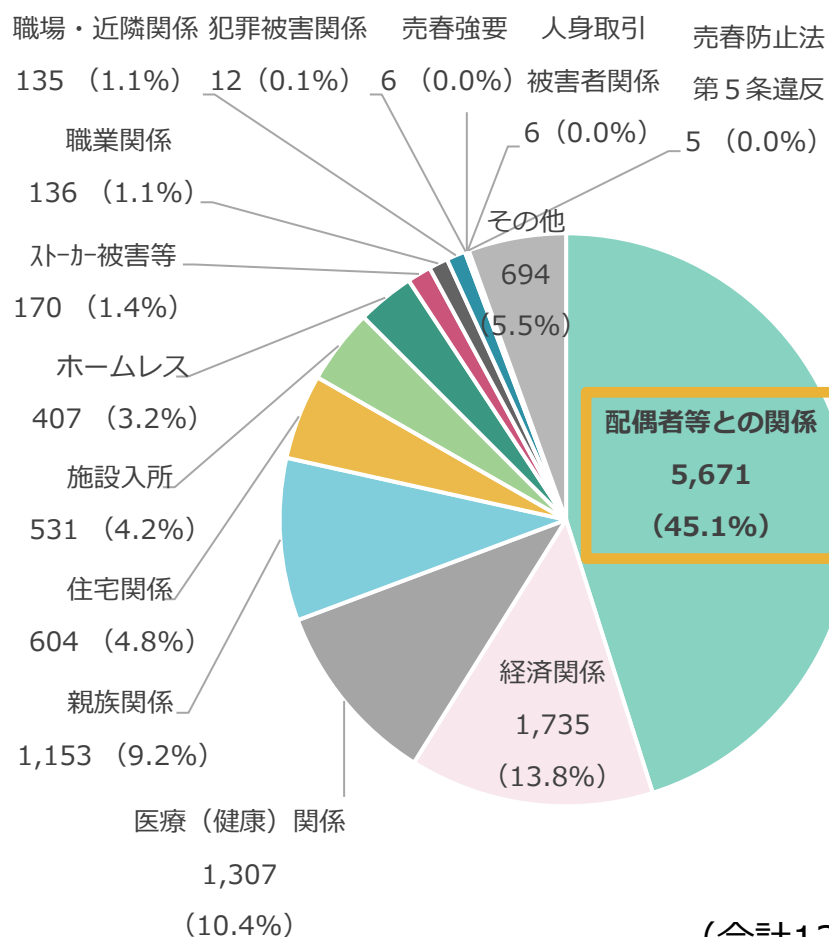


（合計14,807件）

2 女性相談支援員の現状

(6) 女性相談支援員（区、市、西多摩福祉事務所・支庁）が受け付けた来所・出張・巡回による相談内容（令和5年度） （図表15）

「配偶者等との関係」が最も多く、そのうち「DV（配偶者等の暴力）」に関する相談が最も多くなっています。



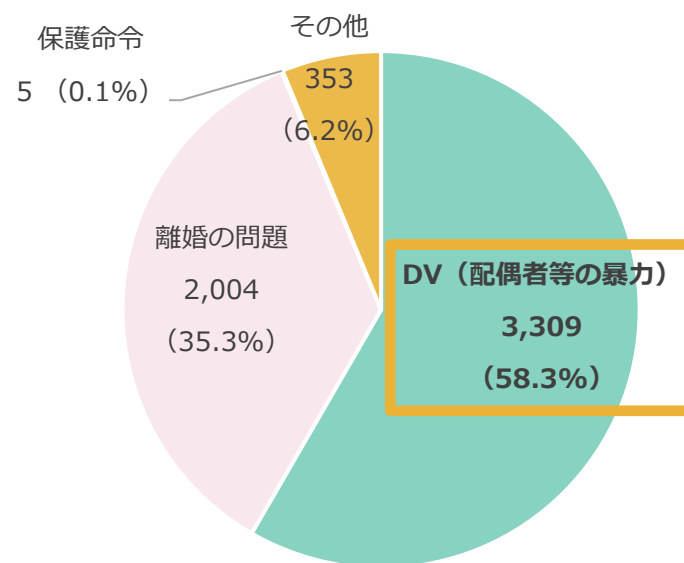
「経済関係」
生活困窮1,582、借金・サラ金94、女性福祉資金59

「医療（健康）関係」の内容
妊娠・出産530、精神的問題484、その他293

「親族関係」の内容
親の暴力473、子供の暴力151、他の親族の暴力134、その他395

「職場・近隣関係」の内容
元夫・恋人・知人等の暴力69、その他66

配偶者等との関係の内訳

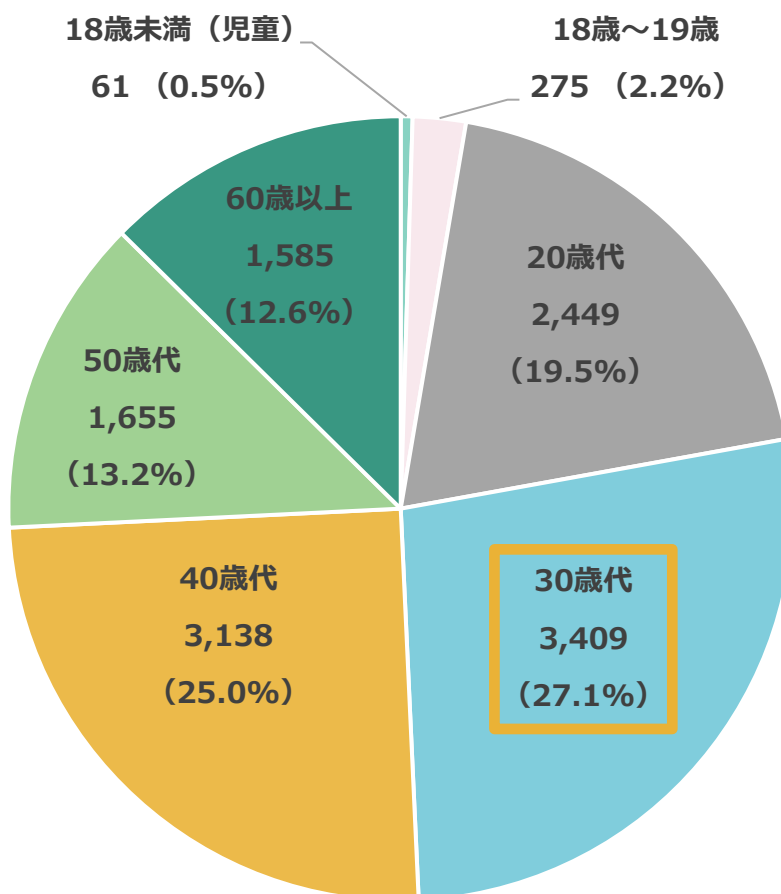


（合計12,572件）

2 女性相談支援員の現状

(7) 女性相談支援員（区、市、西多摩福祉事務所・支庁）が受け付けた来所・出張・巡回の相談者年齢別内訳 (令和5年度) (図表16)

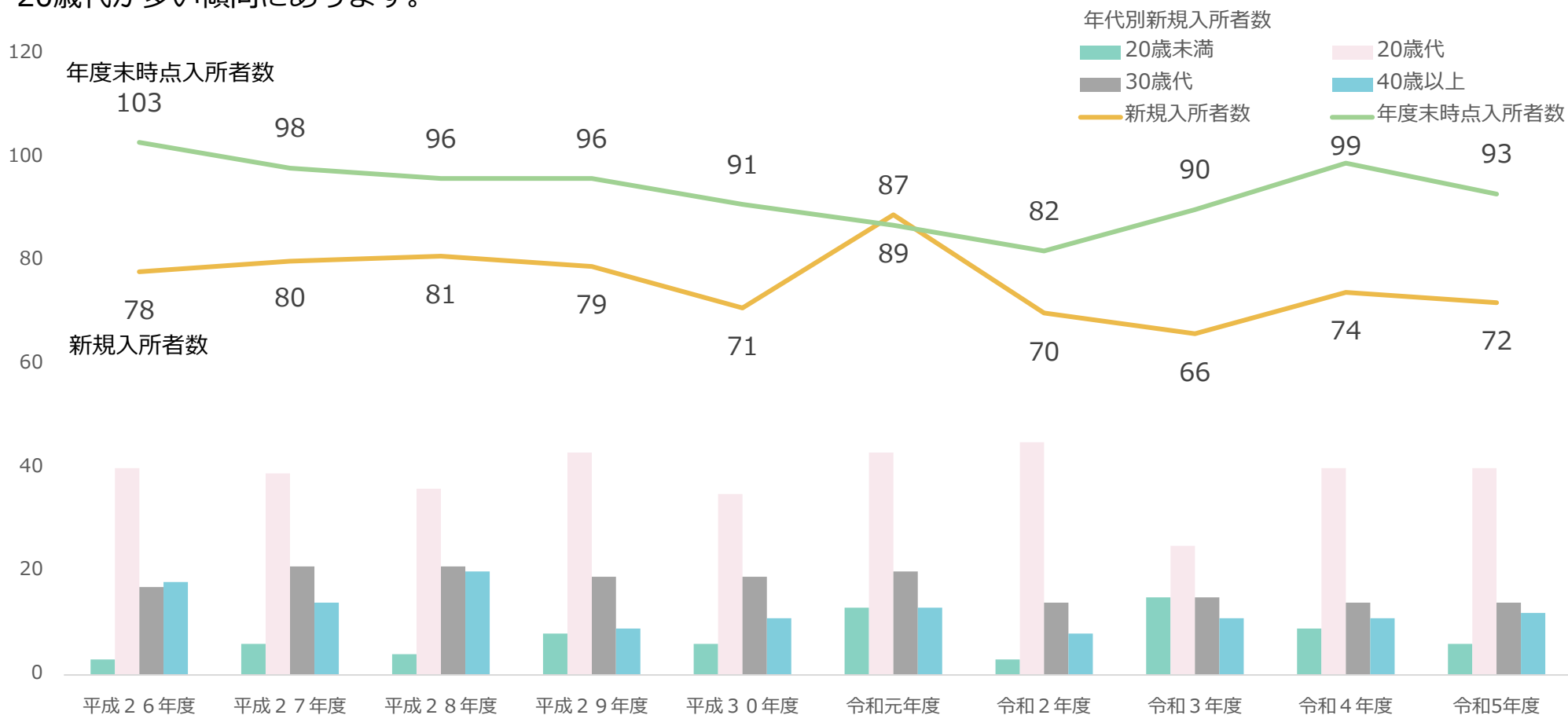
30歳代、40歳代からの相談が多く、次いで20歳代、50歳代からの相談が多くなっています。



3 女性自立支援施設の現状

（１）女性自立支援施設の入所の状況（都内５施設及び全国から入所者を受け入れる都外にある女性自立支援施設） （図表１７）

都内５施設の総定員は210名（一時保護委託分を含む）となっています。様々な年代の女性が入所しており、20歳代が多い傾向にあります。

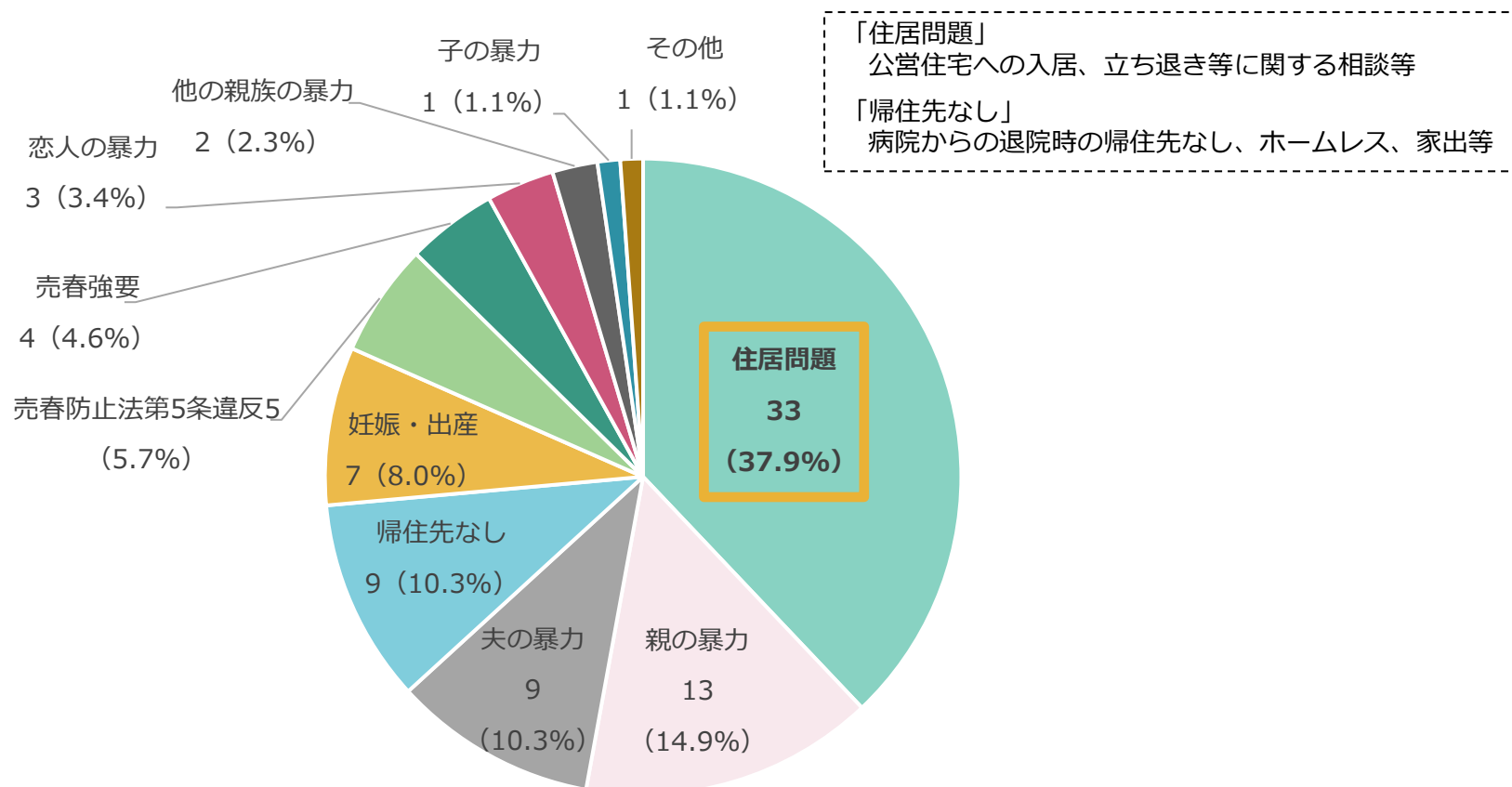


※ 定員及び入所者には、同伴児童の数は含まない。 20

3 女性自立支援施設の現状

(2) 女性自立支援施設の入所者の入所理由（令和5年度）（図表18）

入所者の入所理由は、「住居問題」が最も多く、次いで「親の暴力」となっています。



3 女性自立支援施設の現状

(3) 女性自立支援施設の入所者の入所期間の状況（令和6年6月現在）（図表19）

慈愛 jiai を除く計では1年以上3年未満が最も多くなっています。

施設名	定員※4	令和6年 6月現在 入所者計※1	入所者の入所期間							
			3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 7年未満	7年以上 10年未満	10年以上
救世軍新生寮	70名	20名		1名		12名	5名	1名	1名	
救世軍婦人寮	40名	11名			2名	2名	2名	2名	2名	1名
いずみ寮	40名	19名	3名	2名	3名	4名	2名		5名	
自立ホームいこい	40名	11名		1名	1名	9名				
かにた婦人の村※2	—	14名	1名						1名	12名
計	190名	75名	4名	4名	6名	27名	9名	3名	9名	13名
慈愛 jiai ※3	20名	12名	5名	6名	1名					
合計	210名	87名	9名	10名	7名	27名	9名	3名	9名	13名

※1 入所者以外に、定員の範囲内で一時保護の受入れを行っている。

※2 全国から入所者を受け入れている都外にある女性自立支援施設

※3 主に妊産婦を対象とする女性自立支援施設。定員及び入所者には、同伴児童の数は含まない。

※4 居室の定員は、令和6年4月施行の「女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準」において原則1人とされているが、既存の施設については、経過措置として改築までの間、従前の基準（4人以下）によることができる。

4 関係機関の現状

(1) 困難な問題を抱える女性も対象となる都内の施設数（令和6年4月1日現在）（図表20）

様々な施設が困難な問題を抱える女性の支援を行っています。

施設名	施設の概要	女性の入居が可能な施設数
母子生活支援施設	母子家庭の母子を対象に、自立の促進のための生活支援と退所後の相談、その他の援助を行う施設	33
自立援助ホーム	中学を卒業後、就職することにより児童養護施設等を退所した児童等に、生活指導等を行うことで社会的に自立するよう援助する施設	16
更生施設	生活保護法に基づき、身体上又は精神上の理由により、養護及び生活指導を必要とする要保護者で、近い将来社会復帰できる見込みのある人を入所させて保護する施設	3
救護施設	生活保護法に基づき、身体上又は精神上に著しい障害があるため、自分一人では生活することが困難な要保護者を入所させ保護する施設	9
宿所提供施設	住宅のない要保護者の世帯に対して、住宅を提供するための施設	10
無料低額宿泊所	社会福祉法に規定する生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業を行う施設	26(八王子市を除く)
障害者支援施設	障害者総合支援法に基づき、施設に入所する障害のある方に対し、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行う施設	都内94 都外44
障害者グループホーム	障害のある方が地域住民との交流が確保される地域の中で、家庭的な雰囲気の下、共同生活を営む住まいの場	—

5 配偶者等からの暴力防止対策等の現状

(1) 女性相談支援センター及び東京ウィメンズプラザの配偶者等暴力相談件数（実数）（図表21）

令和5年度の相談件数は、女性相談支援センターが2,308件、東京ウィメンズプラザが4,711件となっています。

